

令和8年5月19日

令和8年第2回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和8年5月18日付託分)

総 務 局

目 次

	ページ
神奈川県県税条例の一部を改正する条例（専決処分）の概要……………	1

参考資料 総務政策常任委員会資料 附属資料 総務局

神奈川県県税条例の一部を改正する条例（専決処分）の概要

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、神奈川県県税条例の一部改正について緊急を要し専決処分を行ったので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものである。

2 改正の内容

(1) 自動車税の環境性能割に関する規定の削除

自動車税の環境性能割が廃止されたことに伴い、同税に関する規定を削除した。（第5条、第6条、第53条、第54条及び第81条関係）

(2) 自動車税の種別割の名称変更

「自動車税の種別割」が「自動車税」に名称変更されたことに伴い、所要の改正を行った。（第5条、第6条、第55条から第61条の2まで、第81条並びに附則第20条及び第21条関係）

(3) 自動車税に係るグリーン化特例の適用期限の延長

燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減（軽課）し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする（重課）措置（グリーン化特例）について、2年間延長した。（附則第20条及び第21条関係）

3 施行期日

令和8年4月1日

4 専決処分年月日

令和8年3月31日